

ごかの お知らせ

(No.473)

お知らせ

小規模契約希望者登録制度の随時受付をしています

(政策財務課)

町では、「小規模契約希望者登録制度」の受付を随時行っています。

内容は次のとおりです。

①町が発注する小規模な工事や修繕の契約のうち入札参加資格申請をしていない方でも契約することができ「少額で内容が軽易、履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、指名業者選定の対象にすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

②随時受付し、有効期間は2年として、支障がないと認められた場合には自動更新となります。
③登録者名簿は、契約の透明性向上のために一般に公開(閲覧)します。あらかじめ、ご理解のうえ申請してください。

○申請できる方

町内に主たる事務所を置き、入札参加資格審査申請書を提出していない方

○申請できない方

(1)町内に主たる事務所を置いていない方(他の市町村に本店がある場合等)

(2)成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ていない方

(3)入札参加資格審査申請書を提出している方

※申請が受理された方は、「五霞町小規模契約希望者登録名簿」に登録されますが、町が発注する小規模契約の指名や契約を約束するものではありません。

○お問い合わせ

政策財務課 財務G
☎(84) 1111 (内線222)

万が一の交通事故に備えて『県民交通災害共済に加入しませんか!』

(生活安全課)
交通事故は、注意していても

巻き込まれてしまう場合があります。万が一に備えて県民交通災害共済に加入していれば、死亡の場合100万円、一定条件が揃えば障害見舞金として2万円から30万円が支払われます。

○共済会費(1年間)

・大人 900円

・中学生以下 500円

(4月1日現在で中学生以下の方)
●県民交通災害共済の申込み方法を変更しました。

○お申込み受付

2月9日(月)から役場生活安全課で随時受け付けます。

○受付時間

午前9時～午後5時

※土・日・祝日を除く。

○共済期間

4月1日(火)～

平成28年3月31日(木)

※途中加入の場合は、お申込みの翌日から3月31日まで

●対象となる事故
道路を運転中の自動車・バイク・自転車等の接触・衝突・転落等に伴う人の死傷が対象となり、自損事故も含まれます。

●出張申込み受付について
今回、申込み方法の変更に伴い、各大字事務所等にて出張申込み受付を実施します。この機会にぜひお申込みください。

○受付日時

※下記の表のとおり実施します。

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G
☎(84) 3618 (直通)

受付日	平成27年2月8日(日)		
受付時間	午前9時～11時	午後0時30分～2時30分	午後3時～5時
受付場所	堀之内生活改善センター	元栗橋会館	原宿台コミュニティセンター
	小福田生活改善センター	大福田生活改善センター	両新田センター
	川妻生活改善センター	小手指生活改善センター	新幸谷大字事務所
	幸主大字事務所	冬木農村集落センター	土与部農村集落センター
	江川生活改善センター	山王生活改善センター	山王山生活改善センター